

添付法令資料 3 :

税務総局所管の苦情申立手続に関する2025年11月28日付
インドネシア共和国財務省国税総局国税総局長規定No. PER-21/PJ/2025（目次）
同日施行

- | | |
|-----|----------------------------------|
| 第1章 | 総則（第1条ないし第3条） |
| 第2章 | 税務サービスに係る苦情申立手続（第4条ないし第6条） |
| 第3章 | 租税分野における犯罪行為に係る苦情申立手続（第7条及び第8条） |
| 第4章 | 倫理規定及び行動規範並びに職員の懲戒に係る苦情申立手続（第9条） |
| 第5章 | 報告者の権利及び義務（第10条及び第11条） |
| 第6章 | 終則（第12条ないし第14条） |